

〈 指定区域の変更 〉

都市計画法第34条第11号に規定する条例で指定する土地の区域及び条例で定める環境の保全上支障がある予定建築物等の用途

【 精 華 町 : 南 稻 八 妻 】

目 次

- (1) 区域の指定事項を記載した図書
- (2) 区域の位置図
- (3) 区域の区域図
- (4) 知事が必要と認める図書

令和4年4月1日指定

〈 指定区域の変更 〉

【 精華町：南稲八妻 】

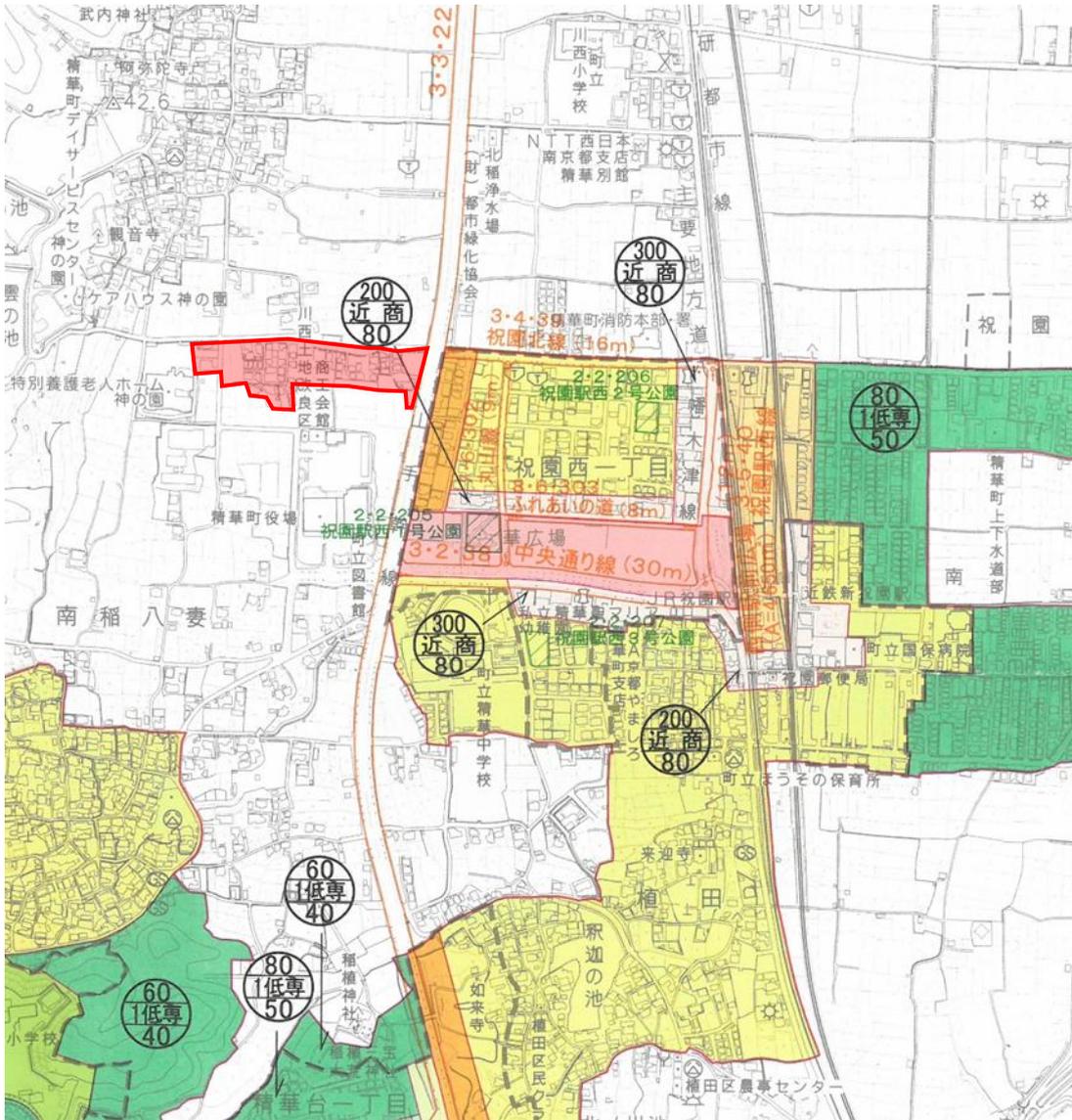
(1) 区域の指定事項を記載した図書

番号	指定区域の 名称	指定区域の土地の区域	環境の保全上支障 がある予定建築物 等の用途
精 - 3 - 3	南稲八妻	相楽郡精華町大字南稲八妻の 一部（指定区域の位置図及び 区域図のとおり）	建築基準法別表第 2（ろ）項に掲げ る建築物の用途以 外の用途

〈指定区域の変更〉

【精華町：南稲八妻】

(2) 指定区域の位置図

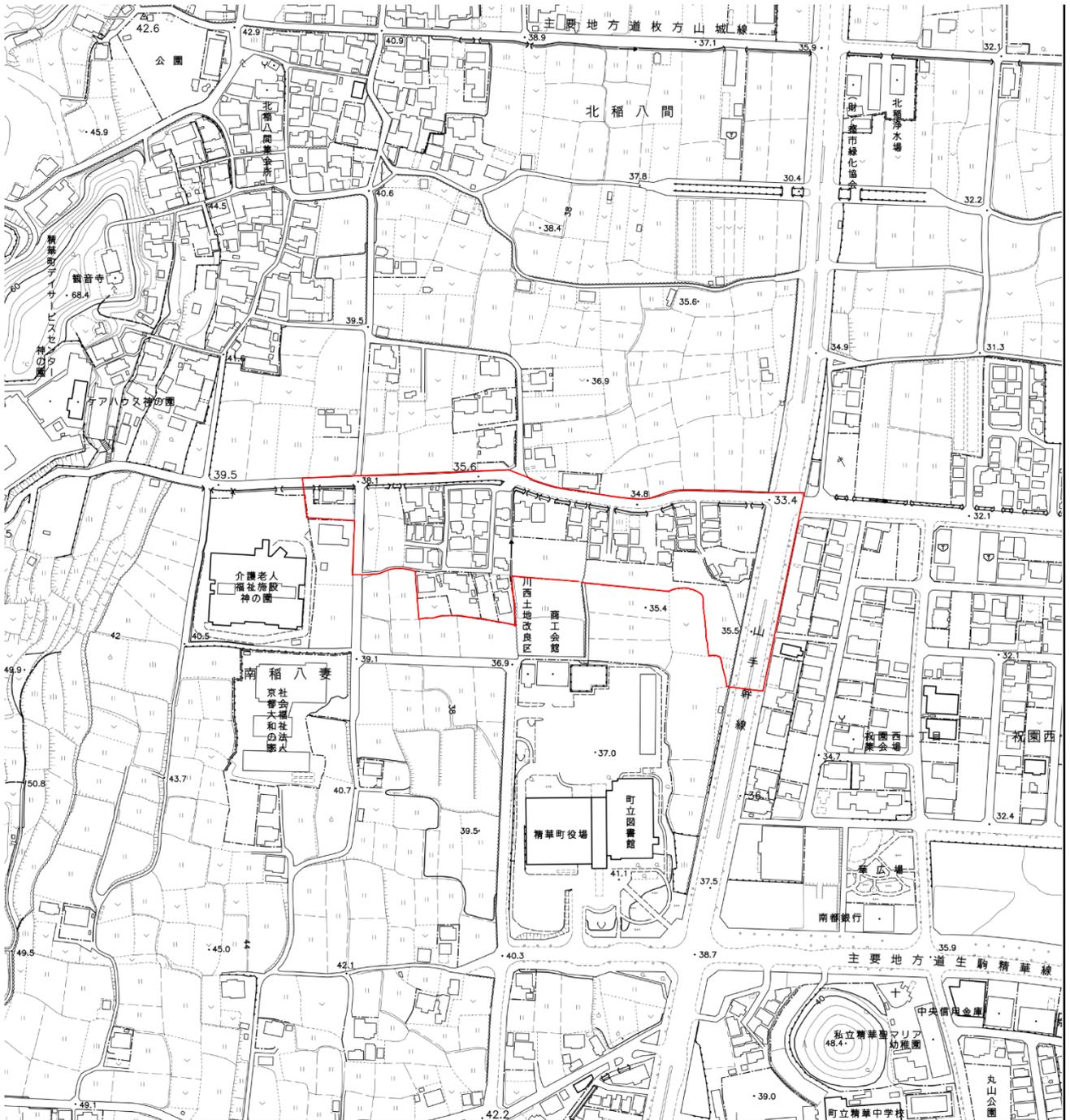


凡例： 土地の区域

〈指定区域の変更〉

【精華町：南稲八妻】

(3) 指定区域の区域図



凡例： 土地の区域

〈指定区域の変更〉

【精華町：南稲八妻】

(4) 知事が必要と認める図書

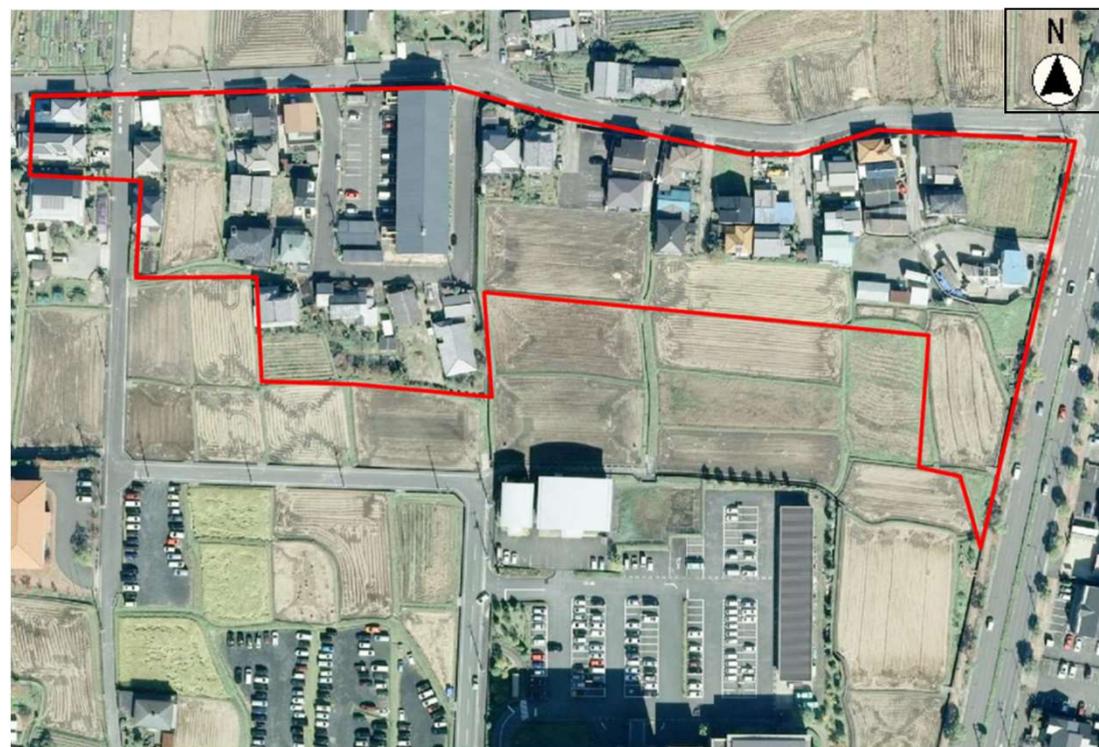
変更理由

南稲八妻は、都市計画道路山手幹線を挟んだ東側の市街化区域に隣接して1つの日常生活圏を形成しており、町営住宅及び一般住宅等が既に建設されており、上下水道も整備済みで、地区内の住宅地及び未利用地のほとんどが建築行為を許容する幅員以上の道路に接していることから、一定の開発行為を許容しても新たな公共投資を必要とせず、都市計画区域の計画的な市街化に支障が無いと判断し、一定の開発行為を許容するとともに、無秩序な市街地の拡大を抑制し、都市計画区域の健全な土地利用を図るとして、平成17年4月1日に都市計画法第34条11号に規定する条例で指定する土地の区域に指定された区域である。

この度、開発行為に関連して不可欠な道路内工事を指定区域内で実施可能とするため、既指定区域の縁辺に接する道路の一部を区域へ追加した。

なお、頻発、激甚化する自然災害に対応するため、都市計画法施行令が令和2年11月27日に改正され、条例で指定する土地の区域に含めてはならないとされた災害のおそれのある土地の区域が本指定区域にはないことを確認した。

条例の指定区域と災害ハザードエリアの関係図 〈精華町 南稻八妻〉



区域内に災害のおそれのある区域等は存在しない。

旧

新

